公告 第 419 号
令和8年11月18日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LWD10404190	69N21A10172 0001		

品名　または　件名
光ファイバーケーブル敷設
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST				1	3	

納地または工事場所	引渡場所
東千歳通信所	千通　伊藤事務官（４３３５）
搬入場所	納期または工期
	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第３２４会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月2日（水）10時15分　第324会計隊　入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
（１）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
イ　令和８年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
ウ　建設業法（昭和２４年法律第１０号）第３条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第２７条の２３に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
エ　別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
オ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
カ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
（２）　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。
（３）　入札の無効
ア　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
エ　電報・ＦＡＸによる入札
オ　入札開始時刻に遅れた者による入札

カ　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ　次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

（４）　落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により決定する。

（５）　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）　契約条項

本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

（７）　契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が１００万円未満の場合は契約書を作成しない。

（８）　その他

ア　再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合別示とする。

イ　郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和８年１２月１日（火）１７時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ　入札に関する事項の問合わせ先

〒066-8577
北海道千歳市祝梅1016
陸上自衛隊　東千歳駐屯地　第３２４会計隊　契約班（担当：桶屋）
TEL0123-23-5131（内3441）　　FAX0123-23-3642（直通）

カ　仕様書に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地　（担当：伊藤）
TEL0123-23-5131（内4335）

（９）　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所

（ア）　東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ）　北部方面会計隊ホームページ

イ　掲示期間

令和８年１１月１８日（水）～　令和８年１２月２日（水）

仕　様　書

1　件名：光ファイバーケーブル敷設

2　場所：北海道千歳市祝梅１０１６　情報本部　東千歳通信所

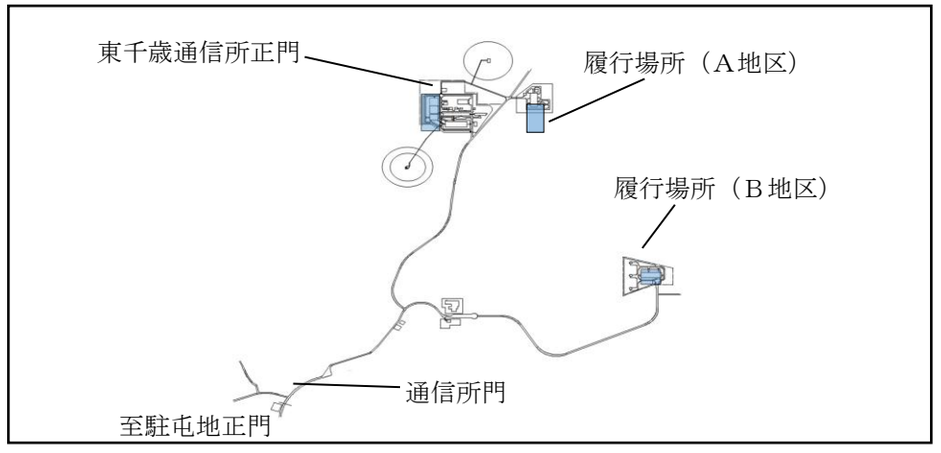
3　概要：各通信局に光ファイバーケーブル敷設それに伴う回線用ラック等の配線作業

4　工期：契約日の翌日から令和９年３月３１日（水）

	項　目	内　容
一般共通事項	１　総　則	本仕様書は、東千歳通信所の光ファイバケーブル敷設及びそれに伴う回線用ラック並びにスプライスユニット等の配線作業について規定する。
	２　履行内容	(1)　光ファイバーケーブルの敷設 (2)　回線用ラック及びスプライスユニット等の配線作業 ※履行内容詳細１～履行内容詳細２を参照
	３　検査官及び監督官	東千歳駐屯地契約担当官が任命した隊員をいう。
	４　疑　義	本仕様書について疑義が生じた場合は、監督官と協議を実施する。
	５　軽微な変更	履行の際、軽微な変更が発生した場合の請負金額及び工期についての変更はしない。
	６　発生材	履行の結果発生した廃材は契約業者が処分する。
	７　現場管理	(1)　履行中、各施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官の統制により契約相手方の責任において復旧するものとする。なお、特に注意を要する場所及び要領については、各履行内容詳細を参照のうえ、事故防止の処置を講ずるものとする。 (2)　履行中、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。 (3)　整理整頓に心がけ、火災等の事故防止に努めるものとする。 (4)　履行完了に際しては、履行場所の後片付け及び清掃を行うものとする。
	８　立入手続き	契約業者は、契約締結後速やかに履行場所へ立ち入る人員、車両、機器等を明らかにし、監督官の指示に従い所要の書類を提出して履行場所への立入手続きを行う。 履行場所は立入禁止区域であるため、上記手続きに先立ち、情報本部臨時立入の承認を受けていない者は、情報本部臨時立入申請を行い、事前に承認を受けるものとする。 ※情報本部臨時立入申請から承認までの期間は、最大２か月を要する。
	９　法令関係	(1)情報本部及び通信所の保全に関する規則等を遵守すること。 ｱ　契約の相手方及びその下請け業者は、履行に際し知り得た内容を利用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。 ｲ　履行場所以外の無断立入及び写真撮影は禁止する。また、履行場所を撮影した写真は監督官の点検を受けるものとする。 (2)電気通信設備工事共通仕様書基づき実施すること。
	１０　提出書類	(1)　提出書類は**表１**の通りとし、監督官の確認を受けたのちに提出するものとする。 (2)　実施計画書は、予定表、実施体制、実施内容及び要領の内容を記載するものとする。 (3)　実施報告書は、履行完了の結果を示す内容を記載するものとする。 (4)　作業報告書は、監督官の示すフォーマットを利用または準用して作成するものとする。 (5)　その他、官側との調整による。

表１

No	書類名	部　数	提出時期
1	通信所立入許可申請書	1　部	立入の１ヶ月前まで
2	写真機持込申請書	1　部	持ち込みの１週間前まで
3	実施計画書	1　部	役務実施２週間前まで
4	実施報告書	1　部	役務終了後速やかに
5	作業報告書	1　部	各日作業終了の都度
6	その他指示した書類	必要数	その都度速やかに

１１　官側の支援	契約の相手方は、履行に際し官側の支援を必要とする場合には、監督官に事前に調整し、無償で官側の支援を受けることが出来る。 (1)　官側が保有する電話、電力、水等の使用 (2)　官有器材及び施設等の利用 (3)　データおよび資料等の提示 (4)　その他、官側が必要と認めた事項		
１２　案内図	図１  		

役務名	光ファイバーケーブル敷設	図面番号	１／３
図面名称	仕様書	縮　尺	－
東千歳通信所		令和８年１０月２２日	

役務詳細１（Ａ地区）

図２　4117建物

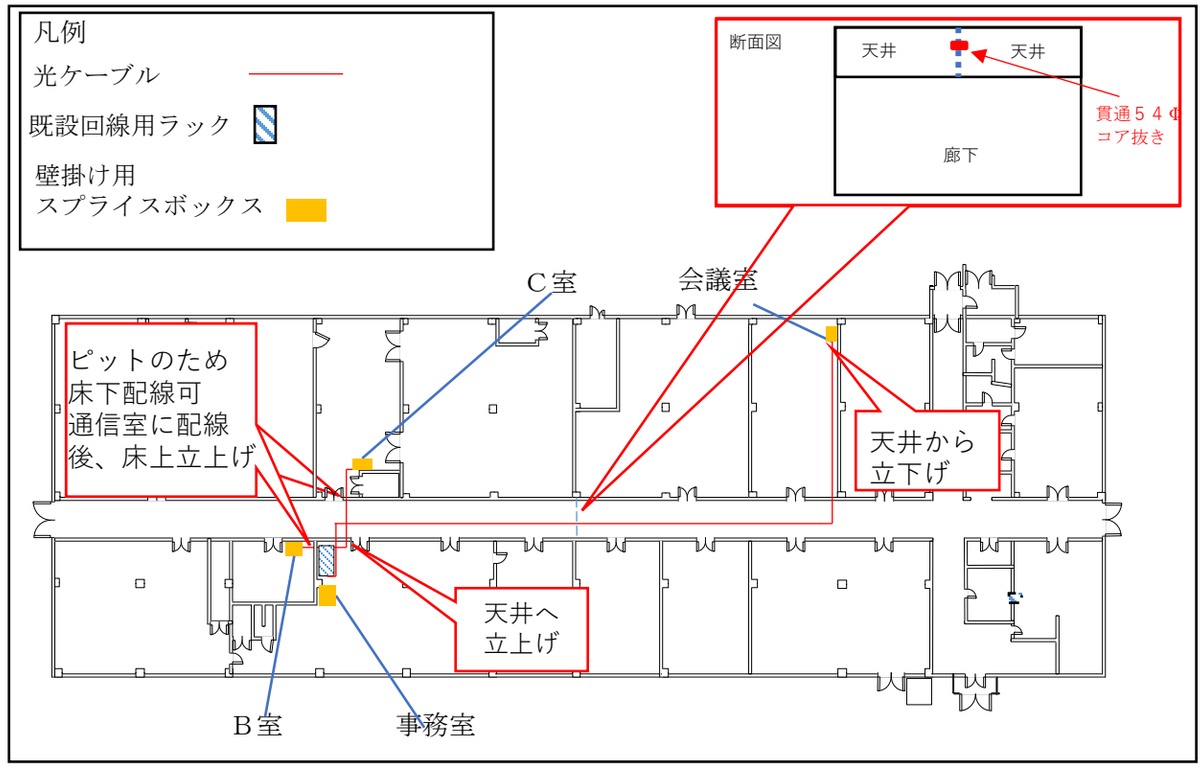


図３　配線図（基準）

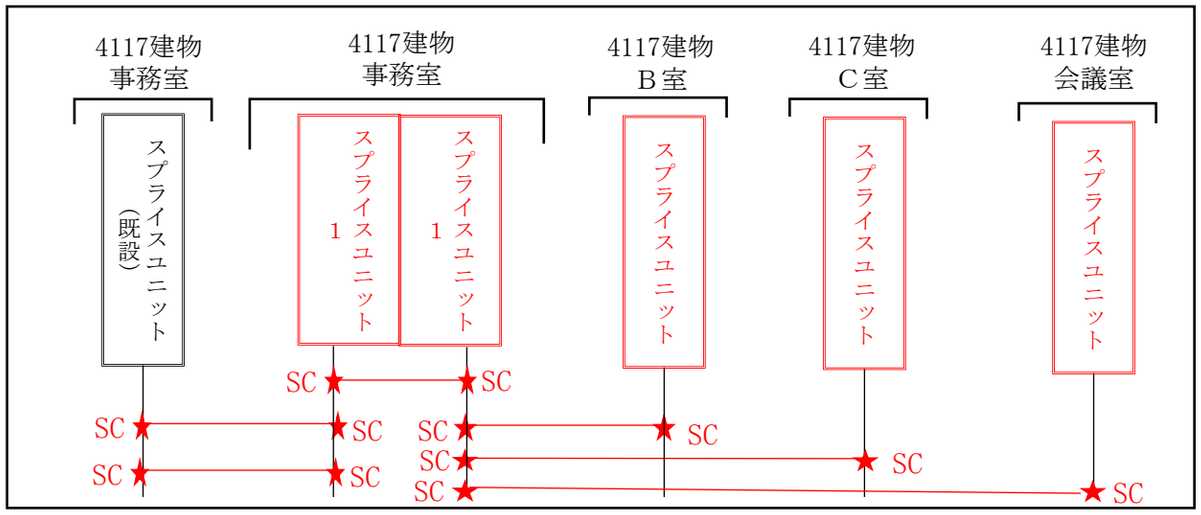


図４　スプライスボックス正面姿図（基準）

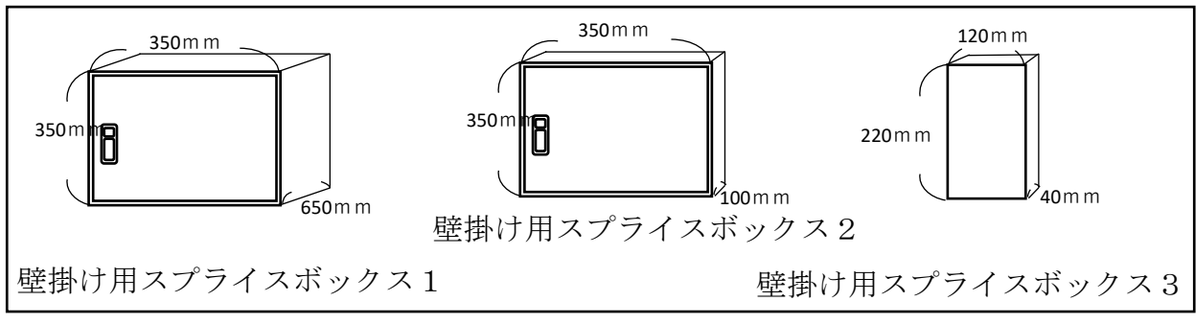


表２　ケーブル一覧（基準）

連番	項目	区間	種類	規格	長さ	数量
1	光ケーブル	事務室～事務室	シングルモード(24C)	外径10.5ｍｍ	10m	2
2		事務室～Ｂ室	シングルモード(16C)		20m	1
3		事務室～Ｃ室	シングルモード(24C)		20m	1
4		事務室～会議室	シングルモード(8C)		100m	1
5		スプライスボックス内	シングルモード(2C) パッチケーブル	両端SCｺﾈｸﾀ付	3m	40

表３　スプライスボックス一覧（基準）

連番	項目	設置場所	規格	種類	数量
1	スプライスボックス１	事務室	W350mm D650mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			４８ポート	2
2	スプライスボックス２	Ｂ室	W350mm D100mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			１６ポート	1
3	スプライスボックス２	Ｃ室		壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			２４ポート	1
4	スプライスボックス３	会議室	W120mm D 40mm H220mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			８ポート	1

※実施要領

・表３をそれぞれ図２の各室に設置するものとする
・光ケーブルは表２を図２の通り敷設するものとする。
・図２の各区間は、図３を基準に融着するものとする。
・作業完了後、導通試験を実施し、導通を確認するものとする。
・表２及び表３に使用する部材については、契約相手方が準備するものとする。

役務名	光ファイバーケーブル敷設	図面番号	２／３
図面名称	履行詳細１（Ａ地区）	縮　尺	－
東千歳通信所		令和８年１０月２２日	

役務詳細２（Ｂ地区）

図５　4120建物施行図（基準）

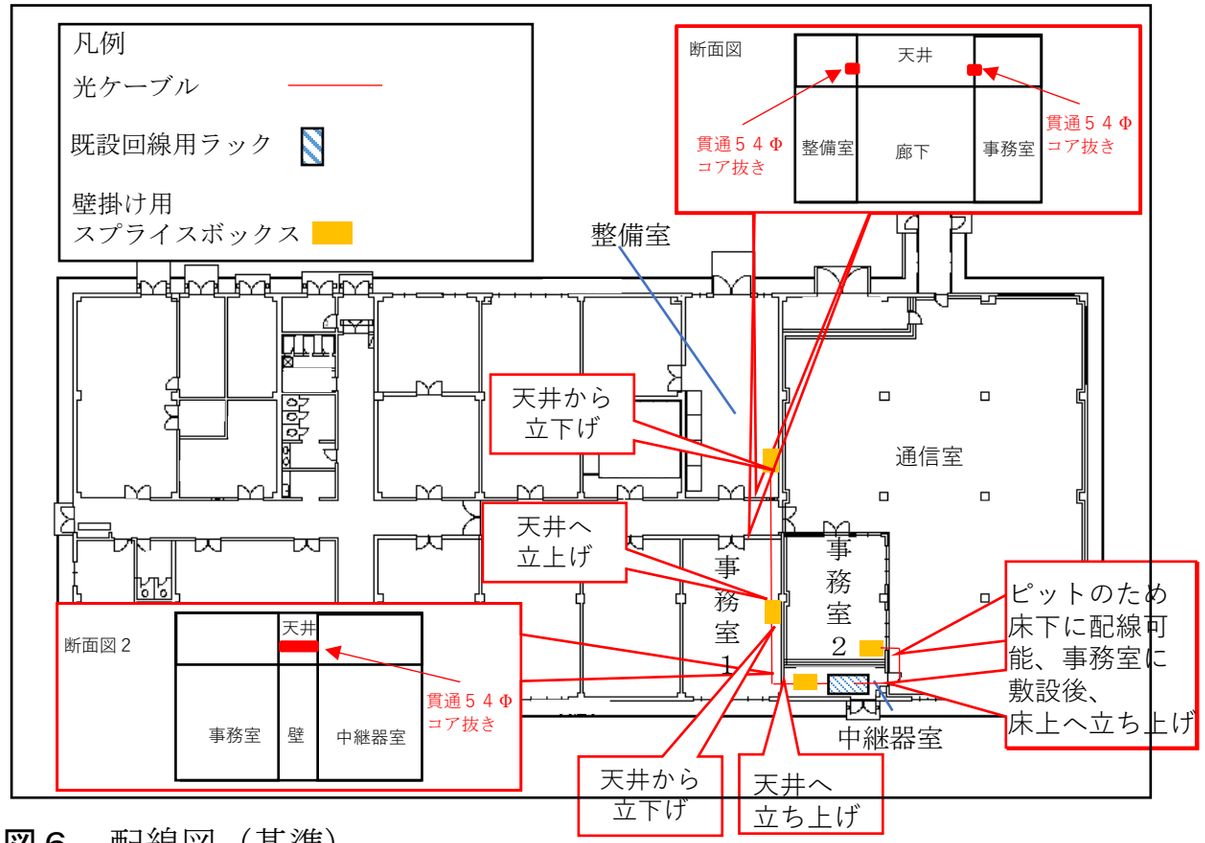


図６　配線図（基準）

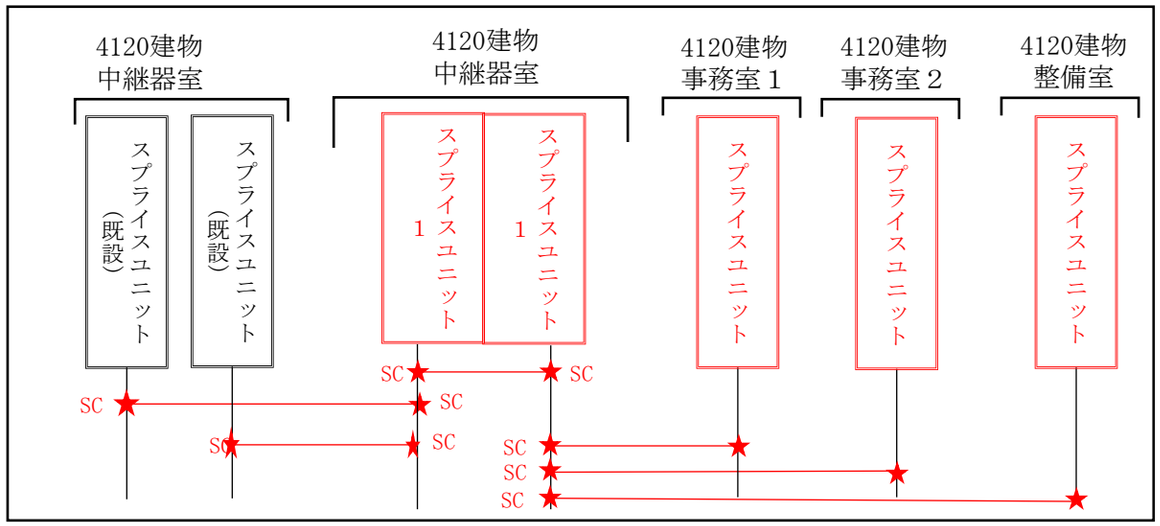


図７　スプライスボックス正面姿図（基準）

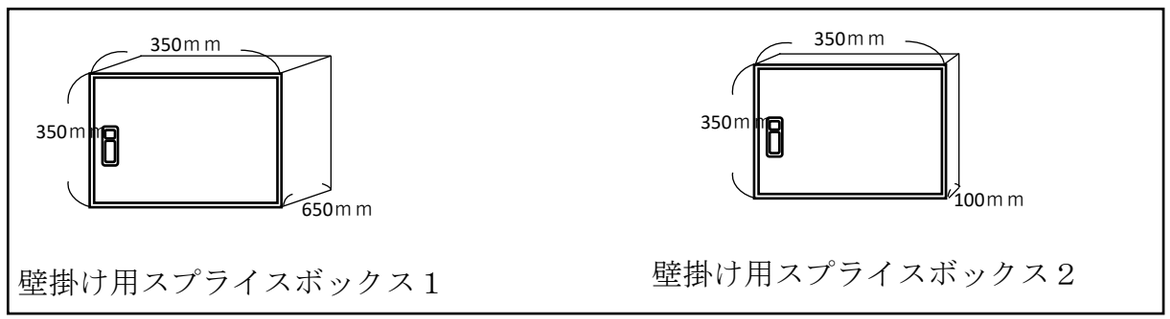


表４　ケーブル一覧（基準）

連番	項目	区間	種類	規格	長さ	数量
1	光ケーブル	中継器室～中継器室	シングルモード(24C)	外径10.5ｍｍ	10m	1
2		中継器室～事務室１	シングルモード(12C)		25m	1
3		中継器室～事務室２	シングルモード(12C)		20m	1
4		中継器室～整備室	シングルモード(12C)		70m	1
5		スプライスボックス内	シングルモード(2C) パッチケーブル	両端SCｺﾈｸﾀ付	3m	38

表５　スプライスボックス（ユニット）一覧（基準）

連番	項目	設置場所	規格	種類	数量
1	スプライスボックス１	中継器室	W350mm D650mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			２４ポート	1
	スプライスユニット(SC)		W120mm D100mm H350mm	壁掛け	1
				１２ポート	3
2	スプライスボックス２	事務室１	W350mm D100mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			１２ポート	1
3	スプライスボックス２	事務室２	W120mm D100mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			１２ポート	1
4	スプライスボックス２	整備室	W350mm D100mm H350mm	壁掛け	1
	スプライスユニット(SC)			１２ポート	1

※実施要領

・表５をそれぞれ図５の各室に設置するものとする
・光ケーブルは表４を図５の通り敷設するものとする。
・図５の各区間は、図６を基準に融着するものとする。
・作業完了後、導通試験を実施し、導通を確認するものとする。
・表４及び表５に使用する部材については、契約相手方が準備するものとする。

役務名	光ファイバーケーブル敷設	図面番号	３／３
図面名称	履行詳細２（Ｂ地区）	縮　尺	－
東千歳通信所		令和８年１０月２２日	

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

令和8年11月18日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太
TEL(0123)23-5131　内線3441
FAX（0123）23－3642
担当　桶屋

件名：光ファイバーケーブル敷設

Ｎｏ.	品　　名	規　　格	数量	単位	金　　額
1	光ファイバーケーブル敷設	仕様書のとおり	1	ST	
		以下余白			

価格調査依頼に御協力頂けますようお願いします。

※　本見積は消費税抜きの価格を記載して下さい。**内訳書の添付もお願いします**

※　提出期限：令和８年１１月３０日（月）１７００まで（会計隊へＦＡＸでの回答）お願いします。

業　　者　　名

印